

## 平成18年度事業にかかる監事監査結果報告書

平成19年6月25日

独立行政法人 医薬基盤研究所

監事 大田

監事 具嶋



独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人医薬基盤研究所の平成18年度にかかる業務および会計の実施状況について、次のとおり定期監査を実施したので、その結果を報告する。

### 監査実施の概要

- 1 監査の対象とした期間  
平成18事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）
- 2 監査対象事業  
当研究所で実施されている全部門の全事業（業務および会計経理）
- 3 監査の方法  
各部作成の説明資料に基づく説明を受け、それに対する質疑応答を行った。
- 4 今回の監査の重点事項
  - 1) 組織は適切に機能しているか。
  - 2) 事業は当初の目標・方針に沿って実施・展開され、成果を上げているか。
  - 3) 今後の事業展開をどのように考えているか。

## 監査結果

平成18事業年度は、当研究所が業務を開始して第2年目になる。初年度に比べ全体的に、組織の整備、運営そして事業の実施は、安定し円滑になってきたと思われる。

当研究所の役職員は、研究者はもちろん全員が、自己の研究・事業・職務だけでなく、他部門の動き、研究所全体の動きさらには研究所を取り巻く国内・外の情勢にも目を向け、当研究所が独創性を発揮し、独自性を確立できる事業展開ができるよう、これまで以上に一丸となって業務に精励することが期待される。

以下、業務および会計に関する監事監査の結果を報告する。

### 第1 業務監査

- 1 役員体制としては、理事長（常勤）のほか、理事（非常勤）1名という体制であるが、当研究所の事業は多岐に亘っていることから、次期中期目標期間に向けては、役員体制の充実も視野に入れた検討が望まれる。
- 2 組織人員体制が十分でない中で、役・職員はそれぞれのポジションで職務に精励している。組織の充実は今後の中期計画見直しの中で考え、対応していくべきものであろうが、現状の体制の中での仕事の重点の置き方を再点検していくことが必要である。特に、企画調整部と総務部、企画調整部と研究振興部などとりわけ関係の深い部門相互において、緊密な連携と能率的な業務分担を推進することが求められる。
- 3 研究所内の情報の共有、協議、意見交換など意思疎通の一層の活発化と円滑化が求められる。こうした点からも、現在、理事長をはじめ役員および各部の責任者が出席し、月に一度開催されている幹部会の機能を高め、業務運営全般について積極的に議論する場として活性化していくことが求められる。
- 4 総務部は、給与支給、出張処理、研究費の経理処理など各部の円滑な事業遂行の前提として極めて重要な役割を果たす部署であり、研究所発足当初に比べその業務の迅速化と円滑化は進んできた。しかし、各部の意見を常日頃から聞き取り、今後とも一層の改善に取り組むことが望まれる。
- 5 企画調整部は、本来の企画業務以外に各部にかかる業務の調整に時間と労力を取られており多忙を極めているが、今後は、より企画戦略的な業務、たとえば中長期

的な事業見直し関連の業務、民間企業との連携の強化策の検討、国民一般あるいは関係業界を対象とした当研究所の事業、業績、目標のPR活動などに一層力を入れるべきである。

- 6 研究振興部による研究助成の成果が少しずつ見られるようになってきた。こうした研究所事業によるさまざまな成果は、研究所内外の関係者をはじめ、できるだけ広く、迅速に広報していくことが求められる。
- 7 これまで有償による疾患モデルマウスなど生物資源の分譲等、法人の独自財源確保のための努力がなされ、その成果は見える形となってきている。今後とも、こうした事業有償化の観点から研究所事業全体の点検が進められるとともに、現在の有償額が社会一般から見て適切妥当なものかを適宜再点検していく必要がある。
- 8 連携大学院は、大阪大学だけでなく神戸大学など他大学に広がっており、今後一層の拡大が望まれる。
- 9 研究所のもっとも中心となるべき事業の一つは、外部研究者、民間企業などと進める共同研究である。共同研究は、平成18事業年度においても新規事業を含め活発化してきているが、今後なお一層の拡大が望まれる。また、その前提ともなる民間企業等外部機関との日頃からの情報交換、交流など連携を強化するために企画調整部の機能強化が望まれる。
- 10 研究所の附属センターおよび関係外部機関・団体との業務・役割分担あるいは連携のあり方については、これまでの沿革も考慮に入れつつ、今後のあるべき姿を模索し具体的対応策を検討していくことが必要である。
- 11 最初の中期計画期間の前半近くが終わり、今後後半に入っていくが、これまでの事業実績を振り返ると同時に次期中期目標における事業内容を含め、将来的な業務運営のあり方について検討を進める必要がある。

## 第2 会計監査

- 1 平成18年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書並びに連結財務諸表については、関係法令、業務方法書その他の諸規程に従い、適正に処理され、研究所の財務状態及び運営状況を正しく示していると認められる。  
また、平成18年度決算報告書は、関係法令に従い、適正に処理されていると認められる。
- 2 平成18年度事業報告書は、関係法令に従い、当研究所の会計処理の状況、業務の執行状況を正しく示していると認められる。
- 3 会計監査人「監査法人トーマツ」の監査の方法および結果は、適正かつ妥当と認められる。
- 4 なお、会計経理事務処理には継続的把握と専門的対応が求められることから、担当部門の人員強化を含め事務機能の強化が求められる。

— 以上 —